

潮来市告示第104号

潮来市水郷旧家磯山邸及び潮来市津軽河岸あと広場指定管理者選定委員会設置要項を次のように定める。

令和8年9月15日

潮来市長 原 浩道

潮来市水郷旧家磯山邸及び潮来市津軽河岸あと広場指定管理者選定委員会設置要項

(趣旨)

第1条 この告示は、潮来市水郷旧家磯山邸及び潮来市津軽河岸あと広場の指定管理者の候補者を公正かつ適正に選定するため、潮来市水郷旧家磯山邸及び潮来市津軽河岸あと広場指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌)

第2条 委員会は、次の事項について検討を行い、その結果を市長に報告する。

- (1) 指定管理者の募集要項及び選定基準の策定に関すること。
- (2) 指定管理者の候補者の選定に関すること。
- (3) その他、指定管理者の選定に関し必要と認められること。

(組織)

第3条 委員会は、副市長、市長公室長兼総務部長、企画政策課長、観光商工課長のほか潮来市水郷旧家磯山邸及び潮来市津軽河岸あと広場の管理等に関し、専門的知識を有する者の中から、市長が委嘱した者をもって組織する。

- 2 委員長は、副市長とし、副委員長には市長公室長兼総務部長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会の会務を総理し会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員数の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させて意見等を聴くことができる。
- 5 委員長は、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(委員の責務)

第5条 委員は、公正かつ公平に審査を行わなければならない。

- 2 委員は、会議の内容及び職務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。ただし、市が

公表した情報及び委員会が公表した情報については、この限りではない。

(利益相反の排除)

第6条 委員が、経営に関与している法人その他の団体は、当該事案に関する公募に参加してはならない。

2 前項に違反して参加したことが判明したときは、委員会はこれを選定対象外とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、観光商工課において処理する。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、潮来市水郷旧家磯山邸及び潮来市津軽河岸あと広場指定管理者を決定した日限り、その効力を失う。